

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県盛岡市下太田田中1番地2

氏名 株式会社東北ターボ工業 代表取締役 生内 邦雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 平成26年 6月14日

許可の有効年月日 平成31年 6月13日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（移動式造粒固化施設による造粒固化処理）  
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
・汚泥（土壌環境基準に適合する無機性汚泥に限る。）

以下余白

(2) 中間処理（移動式脱水施設による脱水処理）  
取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
・汚泥

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 移動式造粒固化施設

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割2番113）  
イ 設置年月日 平成14年5月27日  
ウ 処理能力 120m<sup>3</sup>/日（15m<sup>3</sup>/時間）  
エ 設置許可年月日 —（設置許可対象外施設）  
オ 設置許可番号 —（設置許可対象外施設）

(2) 移動式脱水施設

ア 設置場所 排出事業場（駐機場：岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割2番113）  
イ 設置年月日 平成9年12月1日  
ウ 処理能力 100m<sup>3</sup>/日（12.5m<sup>3</sup>/時間）  
エ 設置許可年月日 平成9年11月27日  
オ 設置許可番号 第1-5号

以下余白

3. 許可の条件

(1) 移動式脱水施設による汚泥の脱水に伴う離脱液は、汚泥排出事業場以外の排水処理施設で処理する方式に限る。  
(2) 造粒固化処理は、同処理により生じるものを最終処分場以外の場所に処分する場合は、オデッサテクノス(株)OMR-G500D型による処理に限る。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年 6月14日 当初許可

(以下、裏面記載)

平成16年 6月14日 更新許可  
平成21年 6月14日 更新許可  
平成26年 6月14日 更新許可  
以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白